

納税準備預金規定

第1条(預金の目的、預入れ)

この預金は、国税または地方税（以下、「租税」という）納付の準備のためのもので、当店でいつでも預入れができます。

第2条(振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第3条(預金の払戻し)

- (1) この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合にかぎり払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当組合がやむを得ないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- (2) この預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に署名（または記名）、届出の印章により押印して、通帳とともに提出してください。
- (3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。
- (4) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合所定の手続をしてください。
- (5) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

第4条(利 息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年 3 月と 9 月の当組合所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。尚、利率は当組合任意の日に変更し、新利率は当組合が定めた日から適用します。
- (2) 租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中は、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算します。
- (3) 前記(1)および(2)の利率は金融情勢に応じて変更します。

- (4) この利息には前記(2)の場合を除き所得税はかかりません。

第5条(納税貯蓄組合法による特例)

この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された組合の組合員が行う納税準備預金（以下、「納税貯蓄組合預金」という）である場合は、預金の払戻しおよび利息につき次のとおり取扱います。

- (1) 納税貯蓄組合預金は前記第3条(1)の規定にかかわらず租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- (2) 租税納付以外の目的で払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、第4条(2)の場合と同様に普通預金の利率によって計算しますが、その払戻額の合計額が当該利息計算期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下のときは、所得税はかかりません。

第6条(解約等)

この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。

第7条(規定の準用)

この規定の定めのない事項については、預金取引共通規定によるものとします。

以 上